

## すさのおの郷「雲海の館」の休止について

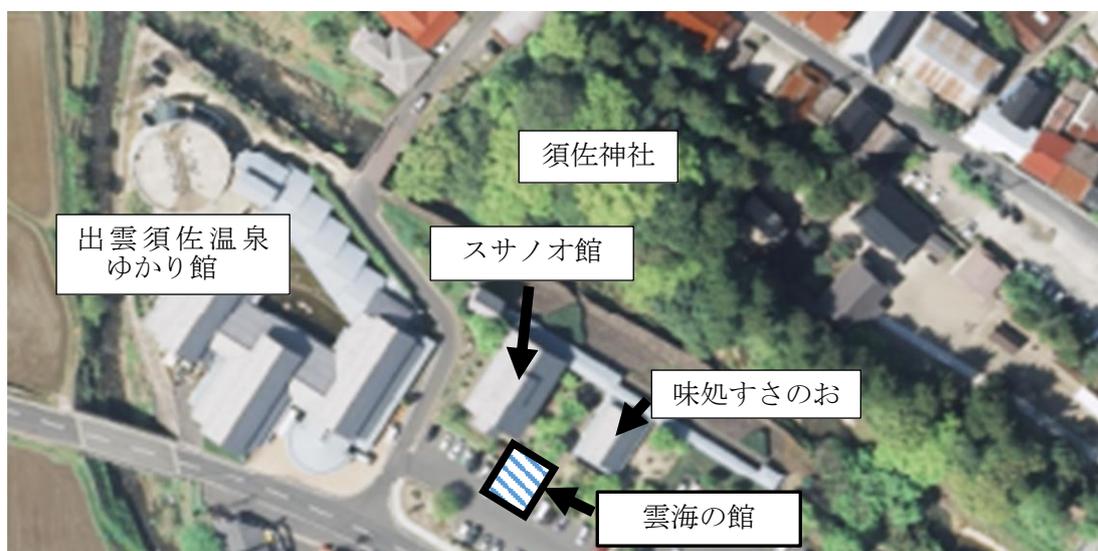
すさのおの郷「雲海の館」は、中山間地域の地産地消と交流人口拡大を目的とし、地元産野菜及び加工品等を販売する施設として運営してきました。

このたび、業務受託者から事業中止の申入れがあり、また、現段階で新たな事業者による事業継続も困難なため、令和 5 年 1 2 月 2 7 日をもって休止します。

## 記

## 1 施設の概要

名 称	雲海の館
所在地	出雲市佐田町原田 7 3 7 番地 2 (出雲須佐温泉ゆかり館の隣り)
目 的	中山間地域の地産地消と交流人口拡大
内 容	地元産野菜及び加工品等の販売
建 物	木造平屋建 66 m <sup>2</sup> (平成 1 2 年度新築)



## 2 業務委託状況

受 託 者	フレンド雲海 会長 板垣正樹
受託者の概要	前管理者であった(株)未来サポートさだが「雲海の館」の経営から撤退する方針を打ち出したことを受け、「雲海の館」の事業継承を目的に、令和 2 年 1 0 月 2 9 日に設立された任意団体。 会員数 (出荷農家等) は約 8 5 名、会計期間は 1 月 ~ 1 2 月。
業務委託料	0 円

### 3 事業中止の申入れ理由

地域の人口減少等による売上額の減少や、光熱費、人件費等の運営経費の増加にあわせ、食品衛生法の改正（※）により、来年6月から主力商品である自家製の漬物が販売できなくなることから、来期以降の経営見通しが立たなくなったため。

#### ※食品衛生法の改正

漬物を原因とする食中毒を防止するため、漬物の製造施設基準や衛生管理体制を厳格化し、漬物製造業が営業許可制に改正された。この食品衛生法の改正について、令和3年6月に施行され、経過措置期間が令和6年5月をもって終了する。

### 4 休止日程

令和5年12月27日	閉店
令和6年3月	撤退完了、市へ引き渡し

### 5 今後の対応

施設のあり方については、中山間地域の小規模農家の販路確保や農地保全の視点だけでなく、すさのおの郷及び佐田エリア全体の観光や地域振興の観点をふまえ、地元関係者、佐田地域づくり協議会等と協議・検討していきます。